会計責任者	氏名	大島　理森	細田　博之	
	住所	青森県八戸市尻内町下根市二五		
	生年月日	昭和二十一年九月六日		
	選任年月日	平成二十一年九月二十九日	五	六
支部の数うち法第十四条第二項に規定する支部の数		五	六	
会計責任者	氏名	岡田　竹識	須山　卓知	
	住所	東京都練馬区東大泉五―二七―一一		
	生年月日	昭和五十五年十月十一日		
	選任年月日	平成二十一年九月一日	平成二十一年十月二日	平成二十一年十月六日
支部の数うち法第十四条第二項に規定する支部の数		七五二〇	七五二一	七五二一
支部の数うち法第十四条第二項に規定する支部の数		七五一九	七五二〇	七五二〇
支部の数うち法第十四条第二項に規定する支部の数		七五一八	七五一九	七五一九
会計監査を行うべき者	氏名	遠藤　利明	木村　義雄	
	住所	山形県山形市元木一―四―一八		
	生年月日	昭和二十五年一月十七日		
	選任年月日	平成二十一年十月六日	平成二十一年十月八日	

みんなの党	所属国会議員の住所	山内　康一	東京都港区赤坂二―一七―一〇　神奈川県川崎市多摩区登戸四九五―三
	支部の数	二三	二〇
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二三	二〇

○厚生労働省告示第四百八十号

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）附則第四条第四項の規定に基づき、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第四条第四項に規定する厚生労働大臣が定める日を次のように定め、平成二十一年十一月二十六日から適用する。

平成二十一年十一月二十五日　厚生労働大臣　長妻　昭

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第四条第四項に規定する厚生労働大臣が定める日は、平成二十一年十一月三十日とする。

○厚生労働省告示第四百八十一号

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第百五十一号）の施行に伴い、及び療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）の規定に基づき、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第二項及び附則第六条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるもの並びに同令附則第五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬明細書及び療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第四条第四項に規定する厚生労働大臣が定める日は、平成二十一年十一月三十日とする。

平成二十一年十一月二十五日　厚生労働大臣　長妻　昭

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第百五十一号）の施行に伴い、及び療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）の規定に基づき、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第二項及び附則第六条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるもの並びに同令附則第五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬明細書及び療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する告示

第一　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第二項及び附則第六条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるもの並びに同令附則第五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬明細書（平成六年厚生省告示第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「附則第六条第三項」を「第三項並びに第七条第二項」に改め、「並びに同令附則第五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬明細書」を削る。

本則を次のように改める。

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第二項及び第三項並びに第七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。

一　歯科診療以外の診療に係る療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）のうち合計点数（心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定保険医療材料に係る点数を除いた合計点数）が三十五万点以上のもの

二　歯科診療に係る療養の給付費等のうち合計点数が二十万点以上のもの

第二　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令附則第五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成二十年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「附則第五条第三項」を「第七条第三項」に改める。

表以外の部分中「（以下「請求省令」という。）附則第五条第三項」を「第七条第三項」に改める。